

○伊賀市居住支援協議会会則

(設置目的)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第81条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、外国人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援、その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、伊賀市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件登録促進のための環境整備に関すること。
- (6) その他設置目的を達成するために必要な事項。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

2 会員は議決権のある第1号会員と議決権のない第2号会員をもって構成する。第1号会員は、協議会の重要な意思決定に関与し、議決権を行使する権利を有する者とする。第2号会員は、協議会の活動に参加し意見を述べるができるが、議決権は有さない者とする。

3 新規参加者が協議会の設置目的において重要な意思決定に関与する必要があると認められる場合には、協議会の承認をもって新規の第1号会員として認定する。また、それ以外の者は第2号会員とする。

4 会員は、協議会の目的達成に向けて積極的に参加し、自らの専門性を活かして協議事項に貢献

する責任を有する。

- 5 設置目的を達成するために適切と判断される場合、第1号会員と第2号会員の区分については、協議会の承認をもって柔軟に見直しを行うことができる。

(任期)

第4条 会員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の中から互選する。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議事進行を行う。

- 2 会長は、必要に応じて関係者を協議会に参加させることができる。
- 3 協議会において議決が必要な場合は、第1号会員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 5 会議の議事は、出席第1号会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会は、原則としてこれを公開する。ただし、会長が会議における協議の内容が伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当するものであると認められるとき、又は、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなると認める場合は、この限りではない。

(専門部会の設置等)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。ただし、部会長が選任されていない場合は、会長が招集する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要に応じて関係者を部会に参加させることができる。

7 部会は、その設置の必要がなくなったときは、解散する。

(秘密の厳守)

第8条 会員及び部会の構成員は、それぞれ協議会及び部会で知り得た情報（市又は協議会等が公表した情報を除く。）を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部住宅課及び健康福祉部生活支援課並びに伊賀市社会福祉協議会が行う。なお、連絡窓口は伊賀市社会福祉協議会とする。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和7年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	会員種別	会員	人数
不動産関係団体	第1号会員	公益社団法人全日本不動産協会三重県本部	1
		公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 伊賀支部	1
		公益社団法人三重県賃貸住宅経営者協会	1
	第2号会員	公益社団法人三重県賃貸住宅経営者協会	2
居住支援団体	第1号会員	伊賀市社会福祉協議会 会長	1
	第2号会員	伊賀市社会福祉協議会 権利擁護課長	1
		伊賀市社会福祉協議会 地域支援課長	1
伊賀市関係各課等	第1号会員	法務統括監	1
		建設部長	1
		健康福祉部長	1
	第2号会員	建設部次長	1
		健康福祉部次長	1
		医療福祉政策課長	1
		障がい福祉課長	1
		介護高齢福祉課長	1
		地域包括支援センター所長	1
		生活支援課長	1
		多文化共生課長	1
		都市計画課開発指導室長	1
		住宅課長	1
		住宅課空き家対策室長	1